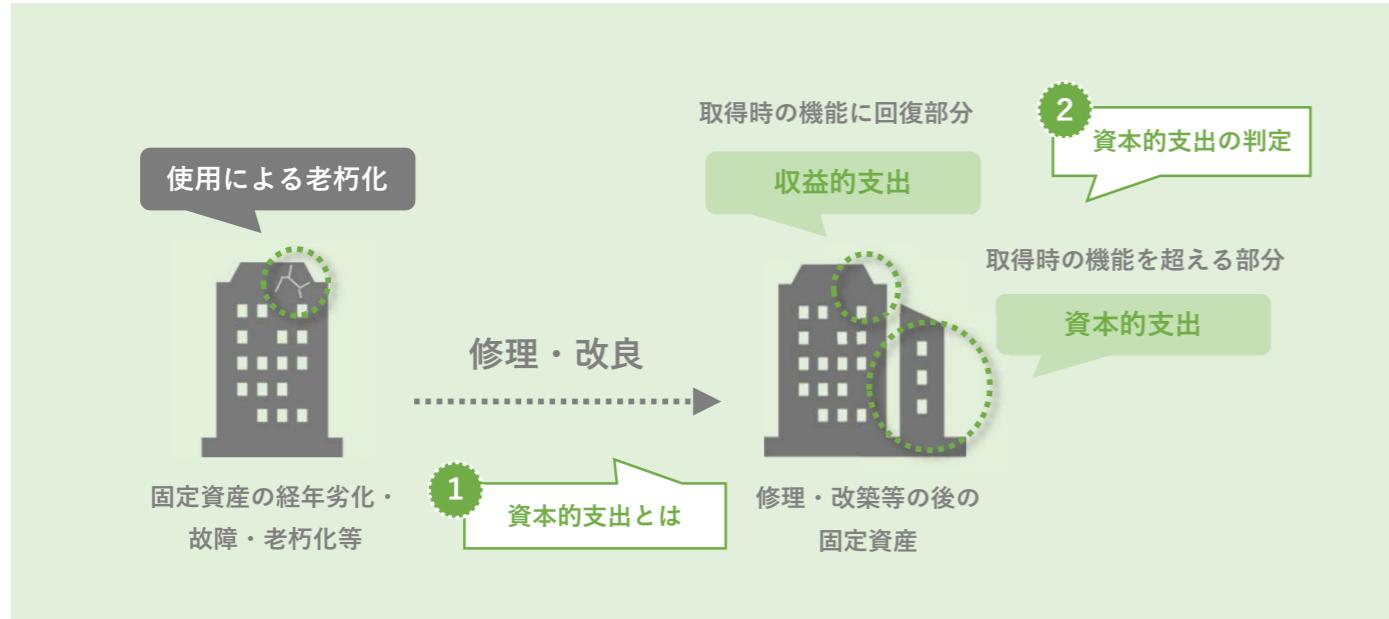


## 【全体概要図】



## 1 資本的支出・収益的支出とは

- ⇒ 通常の固定資産は取得してから使用や時間の経過によって経年劣化、老朽化するため、メンテナンスや修理等が必要となる。メンテナンスや修理に関する支出は修繕費となるが、元々の資産よりも機能が改良されている場合、新たに固定資産として計上しなければならないケースもある。費用として処理するものが収益的支出となり、資産として処理するものが資本的支出となる。

## (1) 資本的支出とは

資本的支出とは、既存の固定資産に対する支出の内、対象資産の価値や耐用年数を向上させるものをいう。  
資本的支出にあたる場合、固定資産として資産計上が必要となる。価値や機能の向上は、修理直前と比べるのではなく、あくまで取得時点の状態と比較する必要がある。  
また、新たに資産計上した固定資産の減価償却について、税務上の取り扱いによれば、資本的支出部分は本体と同様の資産を新たに取得したものとして償却を行う必要がある。

## (2) 収益的支出とは

収益的支出とは、既存の固定資産に対する支出の内、維持管理や修復に関するものをいう。  
収益的支出にあたる場合、費用処理が求められ、支出額が一時に損益計算書に費用として計上されることとなる。  
固定資産の取得時点から経年劣化や故障により機能、価値が低下した部分を回復させる支出が対象であり、元の資産（取得時点の資産）に比べ、価値や機能が上回るような支出は含まない。  
故障した資産の修理代や、定期メンテナンス費用は通常収益的支出にあたる。

## ! Example

例えば、外壁が老朽化により一部が欠けてしまった場合、欠けた一部を元に戻す場合は収益的支出となるが、以前よりも強固な素材を使い外壁を以前よりも強化するような場合は資本的支出となる。

## 2

## 資本的支出と収益的支出の判定について

## (1) 支出の実態把握について

資本的支出、収益的支出の意味は前述の通りであるが、実際判断するのはことも多い。  
例えば、製造業において経理部門が現場で使用している機械に関する請求書が届いたとして、それが部品交換のための費用か、それとも新たな機能を追加したのか経理部門だけで判断をすることは出来ないことが多いのである。  
極端な話、同じ取引先からの請求書であったとしても会計処理が異なる可能性があるため、経理部門に対して会計処理の判断に必要な情報の共有が必要。例えば稟議書に必要情報を含める、経理部門から現場へ問い合わせを行うといった取り組みが必要である。

## (2) 税務上の判定基準について

固定資産に関しては税務の規定に従うことが多く、資本的支出と収益的支出の判定基準も示されている。  
税務上の具体的な判定基準は以下の通りである。

【参考】資本的支出と収益的支出の判定フローチャート

